



栃木県公報

令和6(2024)年
3月29日(金)
号外
第24号

目次

教育委員会	
○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	1
人事委員会	
○職員の特務手当の支給に関する規則の一部改正	3
企業局	
○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正	6

教育委員会

栃木県教育委員会規則第2号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p><u>第4条</u> 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）</u></p> <p>ア 河川の堤防等</p> <p>イ <u>道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</u></p> <p>ウ 港湾施設又は鉄道施設等</p> <p>(2) <u>噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</u></p> <p>(3) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、</u></p>	<p><u>第4条から第6条まで</u> 削除</p>

又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(4) 前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会と協議して教育委員会が認める作業

2. 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会と協議して教育委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 710円

(4) 前項第4号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会と協議して教育委員会が定める額

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会と協議して教育委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

第5条及び第6条 削除

第12条 略

（学校看護師特殊勤務手当）

第13条 条例第15条第1項の教育委員会が定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 勤務する県立学校以外の県立学校において行う医療的ケア（条例第15条第1項に規定する医

第12条 略

療的ケアをいう。以下同じ。)に関する指導及び助言の業務

(2) 市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校において行う医療的ケアに関する指導及び助言の業務

(3) 宿泊学習(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)に同行して行う医療的ケアに関する業務(当該業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。)

(4) 遠足、校外学習等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)に同行して行う医療的ケアに関する業務(前号に掲げるものを除く。)

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の業務 750円

(2) 前項第3号の業務 5,100円

(3) 前項第4号の業務 1,700円

第14条 略

第13条 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用する。

(教育政策課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和27年栃木県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the revised rules for special duty allowances for police officers, specifically regarding disaster-related incidents and emergency response.

イ 災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における鑑識作業
ウ 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認める作業

発生した場合において職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業（以下「災害警備等の作業」という。）に引き続き2日以上従事した場合の当該作業

イ 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの（以下「人命救助の作業」という。）

ウ ア及びイに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

ただし、災害警備等の作業に引き続き2日以上従事した場合において、人命救助の作業に従事したとき又は人事委員会が著しく危険であると認める区域において災害警備等の作業に従事した場合は、1,680円とする。

(12)～(25) 略

(12)～(25) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の前項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 前項第11号の作業が夜間において行われた場合 同号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 前項第11号の作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合 同号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 前項第11号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 同号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(警察職員の特殊勤務手当の特例)

第7条の2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため警察職員が前条第1項第11号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合における当該作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に840円（大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）を加算した額とする。

(警察職員の特殊勤務手当の特例)

第7条の2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため警察職員が前条第11号 _____ に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合における当該作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に840円 _____

を加算した額とする。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第25条 災害応急作業等 _____ に従事する職員の特殊勤務手当は、 _____ 職員が、次に _____ 掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場

（公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第25条 公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、別に定める事務所に勤務する職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 知事が管理する河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若し

において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設又は鉄道施設等

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

(3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

(4) 前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会
が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。

(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視 710円

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 1,080円

(3) 前項第3号の作業 710円

(4) 前項第4号の作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会
が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が夜間において行われた場合

くは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この条において「応急作業等」という。）

(2) 知事又は県が管理する道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等

(3) 知事又は県が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で人事委員会
が前2号に掲げる作業に相当すると認めるもの

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 前項第1号及び第2号の巡回監視 350円。ただし、夜間に1時間以上従事した場合にあっては、530円とする。

(2) 前項第1号及び第2号の応急作業等 530円。ただし、夜間に1時間以上従事した場合にあっては、800円とする。

(3) 前項第3号の作業
ア 前項第1号及び第2号の巡回監視に相当する作業 350円。ただし、夜間に1時間以上従事した場合にあっては、530円とする。

イ 前項第1号及び第2号の応急作業等に相当する作業 530円。ただし、夜間に1時間以上従事した場合にあっては、800円とする。

前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号及び第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。
2 新規則第7条及び第7条の2を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第7条及び第7条の2の規定に基づいて支給された警察職員の特殊勤務手当は、新規則第7条及び第7条の2の規定による警察職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第2号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). Each column contains a table for '別表第4 (第4条関係)' (Table 4, Article 4 relationship) with sub-columns for '種類' (Type), '支給を受ける者の範囲' (Scope of recipients), and '手当の額' (Amount of allowance). The 'Revised' table shows a change in the 'Danger Allowance' (危険手当) for employees working in hazardous areas, with the amount set to 2,160 yen or less. The 'Original' table shows the previous amount of 530 yen or 800 yen depending on the circumstances.

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(経営企画課)